

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 4月 1日施行

令和 8年 2月 16日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町規程第2号

佐用町決裁規程の一部を改正する規程

佐用町決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8年 2月 16日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町規程第 2 号

佐用町決裁規程の一部を改正する規程

佐用町決裁規程（平成17年佐用町規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

- (27) 1 件500,000円以上の歳入調定決定に関する事。
- (29) 1 件500,000円以上の工事施行及び契約に関する事。
- (30) 前 2 号に掲げるものを除くほか、1 件500,000円以上の支出負担行為（給与等及び共済組合負担金その他法令に基づく負担金に関するものを除く。以下次号において同じ。）に関する事。
- (31) 1 件500,000円以上の支出の命令に関する事。」を

「

- (27) 1 件1,000,000円以上の歳入調定決定に関する事。
- (29) 1 件1,000,000円以上の工事施行及び契約に関する事。
- (30) 前 2 号に掲げるものを除くほか、1 件1,000,000円以上の支出負担行為（給与等及び共済組合負担金その他法令に基づく負担金に関するものを除く。以下次号において同じ。）に関する事。
- (31) 1 件1,000,000円以上の支出の命令に関する事。」に改める。

別表第 2 理事及び課長（支所長等）共通専決事項中「

- (2) 1 件100,000円以上500,000円未満の所掌事務に係る歳入調定決定に関する事。
- (3) 1 件100,000円以上500,000円未満の所掌事務に係る工事施工及び契約に関する事。」を

「

- (2) 1 件100,000円以上1,000,000円未満の所掌事務に係る歳入調定決定に関する事。
- (3) 1 件100,000円以上1,000,000円未満の所掌事務に係る工事施工及び契約に関する事。」に改める。

別表第 2 理事及び課長（支所長等）共通専決事項中「

(5) 前 2 号に掲げるものを除くほか、所掌事務に係る 1 件100,000円以上500,000円未満の支出負担行為に関する事。

(6) 所掌事務に係る 1 件100,000円以上500,000円未満の支出の命令に関する事。」を

(5) 前 2 号に掲げるものを除くほか、所掌事務に係る 1 件100,000円以上1,000,000円未満の支出負担行為に関する事。

(6) 所掌事務に係る 1 件100,000円以上1,000,000円未満の支出の命令に関する事。」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。